

請求書の押印省略について (Q&A)

NO	質問	回答
1	押印省略での提出が可能となるのはどのような請求書ですか。	令和8年4月1日以降の日付で提出される請求書が対象となります。
2	従来どおり、請求書に押印したものを提出できますか。	押印された請求書の取扱に変更はありません。
3	メールでの提出は可能ですか。	可能です。ただし、ファイル形式はPDF以外認められません。 また、メールの場合は押印があったとしても責任者名や連絡先の記載が必要となります。 (押印が省略されたものとみなすため。)
4	FAXでの提出は可能ですか。	紙又はメールでの提出を基本としますが、以下の条件を満たしている場合のみ可能です。 ①請求元と、FAX送信時に印字される部分の名称が一致していること。 ②請求日とFAX送信日が一致していること。 ③要件が鮮明に読み取れること。 ④電子メールと同様の取扱いとなるため、発行責任者、担当者、連絡先を明記すること。
5	ホームページに掲載されている請求書を提出した場合のみ、押印の省略ができるのですか。	事業者様の請求書様式でも、発行責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載があれば、押印を省略することができます。
6	なぜ発行責任者と担当者の記載が必要なのですか。	請求書の真正性を担保するためです。請求内容に不明な点があった場合など、確認の連絡をすることがあります。
7	請求書発行者が法人の場合、発行責任者とはどのような役職の方ですか。	代表取締役、所長、支店長、発行部門の長などが想定されますが、役職にかかわらず、請求書を発行するにあたり責任を有する方のことです。
8	発行担当者とはどのような方ですか。	請求書の発行・送付等の事務を担当する方のことです。
9	発行責任者と発行担当者が同じ人物です。発行責任者のみ記載があればよいのですか。	担当者の欄は空欄ではなく、記載をお願いします。 「同上」や「〃」でも構いません。
10	発行責任者、発行担当者の氏名について、苗字のみの記名でもよいのですか。	氏名の記載が必要です。苗字のみの記載は受領できません。
11	一人で事業所等を経営している場合、代表者、発行責任者、発行担当者がすべて同一人物です。発行責任者、発行担当者の記載は不要ですか。	発行責任者、発行担当者の欄は空欄ではなく、発行責任者欄は氏名、連絡先の記載をお願いします。発行担当者欄は「同上」や「〃」でも構いません。
12	発行者の連絡先は携帯電話でもよいのですか。	固定電話がない場合は携帯電話でもかまいません。
13	発行者の連絡先はメールアドレスでもよいのですか。	請求書に不明な点があった場合に直接連絡する必要があることから電話番号を記載してください。電話での対応が困難であるなど合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてメールアドレスを記載してください。
14	請求書以外の書類についても押印を省略できますか。	契約書、請書、見積書は引き続き押印を省略することはできません。申請書その他の書類については担当部署にお問い合わせください。
15	押印を省略した請求書に誤りがある場合、どのように対応したらよいのですか。	原則、請求書の差し替えをお願いします。
16	代表者と口座名義が異なる場合はどのように記載すればよいのですか。	代表者名と口座名義は異なっても構いませんが、押印が必要となります。